

大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等
に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、大規模な災害により被害を受けた者に対し使用料及び手数料の免除等の措置を講ずることにより、その者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(災害の指定)

第二条 知事は、大規模な災害が発生した場合において、当該災害により被害を受けた者の経済的負担の軽減を図る必要があると認めるときは、当該災害をこの条例による使用料及び手数料の免除等の措置を適用する災害として指定するものとする。

(免除)

第三条 知事は、前条の規定により指定した災害により被害を受けた者(次条において「被災者」という。)に対し、別表に掲げる使用料又は手数料を免除することができる。

(還付)

第四条 知事は、被災者が別表に掲げる使用料又は手数料を既に納入しているときは、当該被災者に対し、これを還付することができる。

(補則)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(東日本大震災の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する

る条例の廃止)

2 東日本大震災の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例(平成二十三年福岡県条例第二十六号)は、廃止する。

別表(第三条、第四条関係)

- 一 福岡県消防関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第八号)別表七の項及び一三の項に掲げる手数料
- 二 福岡県保健福祉関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第十三号)別表一の四の項、三八の項、四八の五の項、五二の項、五六の項、五七の項、六九の項、一一一の項、一四六の二の項、一五〇の項、一六〇の項、一六七の五の項、一七四の項及び一七五の項に掲げる手数料
- 三 福岡県職業能力開発関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第三十三号)別表二の項及び五の項に掲げる手数料
- 四 福岡県商工関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第二十六号)別表三の四の項、一三の項、二七の項、三〇の項、四七の項及び六五の項に掲げる手数料
- 五 福岡県農林水産関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第二十八号)別表第一の四の項、一〇の項及び四〇の項に掲げる手数料
- 六 福岡県建築都市関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第三十九号)別表四二の三の項に掲げる手数料
- 七 福岡県立学校授業料等徴収条例(昭和二十七年福岡県条例第十四号)第一条第二項から第六項までに規定する入学選考料、入学料、聴講料及び後期課程進級料
- 八 福岡県立高等学校通信教育入学料及び受講料条例(昭和三十四年福岡県条例第二十一号)第一条第一項に規定する入学料及び受

講料

- 九 福岡県美術銃砲刀剣類登録等手数料条例（平成十二年福岡県条例第四十五号）第二条の表二の項に掲げる手数料
- 十 福岡県教育職員免許状関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第四十七号）第二条の表一三の項に掲げる手数料
- 十一 福岡県警察関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第四十八号）第七条第一項第二号、第九条第一項第五号、第十一条第一項第六号及び第十二号、第十二条の二第一項第六号、第十四条第一項第四号、第十六条第一項第二号、第九号、第九号の六及び第十三号並びに第十六条の二第一項第二号に規定する手数料
- 十二 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして規則で定める使用料及び手数料